

## 船舶事故調査報告書

平成25年11月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成25年7月15日（月、祝日） 09時40分ごろ
発生場所	和歌山県 <sup>ありだ</sup> 有田市宮崎ノ鼻西方沖 有田市所在の紀伊宮崎ノ鼻灯台から真方位266° 230m付近 （概位 北緯34° 04.4′ 東経135° 04.6′）
事故調査の経過	平成25年7月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 けん丸、2.5トン WK3-19840（漁船登録番号）、個人所有 9.50m (Lr) × 2.40m × 1.02m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和61年10月24日 B プレジャーボート <sup>ゆう</sup> 祐丸、5トン未満 252-6723和歌山、個人所有 5.73m (Lr) × 2.05m × 0.69m、FRP ガソリン機関、18.4kW、昭和53年5月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月21日 免許証交付日 平成23年1月17日 （平成28年6月17日まで有効） B 船長B 男性 69歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年5月28日 免許証交付日 平成24年1月31日 （平成30年1月28日まで有効）
死傷者等	軽傷 1人（同乗者B）
損傷	A 船首下部の防舷材に擦過傷 B 左舷船首部に亀裂、左舷船首付近のたつに破損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、一本釣り漁業の操業を終えて有田市箕島漁港 <sup>みのしま</sup> へ帰航中、船長Aが、操舵室で立ち、手動操舵により、

	<p>宮崎ノ鼻南西方沖を約8～9ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で北北東進中、左舷船首方にA船の方へ向かって来るB船を認めた。</p> <p>船長Aは、右舷側に見える陸岸までの距離が近かったので、B船を避けるために左舵を取ったところ、B船が変針してA船の方に向かって来たことを認め、B船を避けようとして右舵を取ったものの、B船が更に変針してA船の方に向かって来たので、その後も変針を繰り返して行っていたところ、B船に接近することとなり、衝突すると思って機関を後進にかけたが、前進行きあしが残った状態で平成25年7月15日09時40分ごろ、宮崎ノ鼻西方沖において、A船の船首部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者Bを乗せ、船長Bが、船尾左舷側に座って船首方を向き、右手で船外機のスロットルレバー（舵柄）を持ち、釣り場へ向けて宮崎ノ鼻北方沖を約5knの速力で南進中、右舷船首方にB船の方へ向かって来るA船を認めた。</p> <p>船長Bは、A船を避けるために右舵を取ったところ、A船が変針してB船の方に向かって来たことを認め、A船を避けようとして左舵を取ったものの、A船が更に変針してB船の方に向かって来たので、その後も変針を繰り返して行っていたところ、B船の左舷船首部とA船とが衝突した。</p> <p>同乗者Bは、船首甲板で後方を向いて座っていたところ、A船の接近を知って衝突の危険を感じ、中腰の姿勢で身構えていたが、両船が衝突し、甲板上に転倒して頭部及び左脇腹を打った。</p> <p>船長Aは、衝突後、有田川河口付近でとどまっていたが、大した事故ではないと思って発進し、10時ごろ箕島漁港に帰港した。</p> <p>小型船舶の乗船者は、本事故発生場所付近で事故の発生を目撃してB船に近づき、けが人の有無を確認した後、海上保安庁へ通報した。</p> <p>同乗者Bは、B船が係留場所付近の船溜まりに到着した後、船長Bに付き添われて有田市内の病院へ行き、医師の診察を受けた。</p> <p>（付図1 事故発生場所図 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Bは、平成25年4月からB船を所有し、B船の操縦が本事故当日で5回目であった。</p> <p>A船及びB船は、乗船者全員が救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、宮崎ノ鼻西方沖を箕島漁港へ向けて北北東進中、船長A</p>

	<p>が、左舷船首方にA船へ向かって航行して来るB船を視認した際、右舷側の陸岸が近かったので、B船を避けようとして左舵を取り、その後、右舵を取るなどし、変針を繰り返して航行を続けたことから、両船が接近することとなり、機関を後進にかけたが、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、宮崎ノ鼻西方沖を釣り場へ向けて南進中、船長Bが、右舷船首方にB船へ向かって航行して来るA船を視認し、A船を避けようとして右舵を取り、その後、左舵を取るなどし、変針を繰り返して航行を続けたことから、両船が接近することとなり、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、宮崎ノ鼻西方沖において、A船が北北東進中、B船が南進中、船長A及び船長Bが、相手船を避けようとし、変針を繰り返して航行を続けたため、両船が接近することとなって衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他船を避ける場合、陸岸に近いことなどによって変針方向等が制限されるときは、減速すること。</li> <li>・ 他船の動作や意図が理解できない場合又は他船の衝突回避動作に疑いがあるときは、警告信号を行うこと。</li> <li>・ 小型船舶は、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じておくこと。</li> </ul>

